

堺市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 30 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立農業公園「交流施設」

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 施設の概要

<所管部局>

産業振興局 農政部 農水産課

<指定管理者>

堺市農業協同組合

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度の委託料 490万2,000円

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立農業公園「交流施設」

所 在 地 南区鉢ヶ峯寺

設置年月 平成12年4月

設置目的 農業と自然に触れ、親しみ、学ぶ場を提供し、もって農業の振興及び市民文化の向上に資することを目的とする。

施設規模 施設規模 1,341 m²

農産物直売所 木造合金メッキ鋼板葺 平屋建 1,134 m²

施設内容 農産物直売所（売場、バックヤード、事務所、更衣室、便所等）、附帯設備（電気設備、井水受水槽、空調設備、駐車場）

第6 事業状況

<利用状況> 令和2年度

直売所利用者数及び出荷者数

直売所利用者数	205,032人
出荷者数	345者

<収支状況> 令和2年度

(単位：円)

	金額
直売所売上	398,922,401
収入	182,019,854
販売品販売高	129,432,719
販売手数料(利用料金)	44,678,597
指定管理料	4,902,000
その他	3,006,538
支出	187,211,768
売上原価	102,575,580
人件費	58,366,613
水道光熱費	5,963,092
販売費	3,739,806
販売雑費	4,539,887
公租公課	5,296,362
その他	6,730,428
収支差額	△5,191,914

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書等に収支状況や自主事業の実施状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

ア 自主事業の実施状況において、指定管理業務である出荷者に対する農薬の適正使用及び生産履歴簿の記帳方法の指導、直売所による栽培奨励品目の選定と種子の配布、堺産農産物「堺のめぐみ」を使った料理レシピの紹介などを自主事業として記載していた。

イ 定期報告書に記載した収入状況において、農産物及び農産物以外の売上金額の内訳を報告しているが、集計誤りにより内訳金額を誤っているものがあった。

(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされており、収支決算書の収支差額（事業利益）について正確に報告する必要がある。

しかし、公租公課などの費目の算定誤りにより、誤った収支差額となっ

ていた。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 市は、令和 2 年度の指定管理料について、平成 30 年度事業報告書の収支決算書における支出額から維持管理経費を抽出し、売場面積の使用比率（市 526 m²：指定管理者 815 m²）で按分し、市の使用分を指定管理料として算定している。

一方、基本協定書において、市は、指定管理者が指定管理業務を行うための経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を指定管理料として支払うこととされている。

しかし、上記のように本指定管理業務に係る指定管理料は、「指定管理業務を行うための経費」のうち、一部の維持管理経費を負担しているのみであり、基本協定書に規定されている経費から収入見込額を差し引いた額を指定管理料として支払うものとはなっていなかった。

- (2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。

しかし、施設警備業務及びパソコン保守業務については、申請書に記載している委託先と実際の契約先が異なっていた。

また、基本協定書において、指定管理者は、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。

しかし、上記のうちパソコン保守業務について、当該委託先から更なる再委託を行っていた。

[指定管理料の積算のあり方について（意見）]

本施設に係る指定管理料の支払いと基本協定書の不整合については前記(1)で指摘したとおりであるが、近年の収支差額等の状況を踏まえ、意見を付す。

本施設に係る過去 7 年間の収支差額等の推移については次表のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	194,669	181,208	196,377	178,160	175,053	165,646	182,020
(うち指定管理料)	11,840	11,878	11,288	11,317	11,280	4,785	4,902
支出	194,053	184,165	195,692	186,603	182,672	183,082	187,212
収支差額	616	△2,957	685	△8,443	△7,619	△17,436	△5,192

※平成30年度以前は指定管理料に東北復興支援に係る経費（約700万円）を含む。

赤字が続いている主な要因は、所管課及び指定管理者によると、施設としての目新しさが薄れつつあることや近隣の大型直売所等との競合による利用者の減少が考えられ、収入改善に向けて様々な取組を行ってきたが、短期間での改善が困難なためであるとのことであった。

指定管理料の積算に際しては、本事業を取り巻くかかる経営環境の変化を反映させるなど、より精緻かつ客観的に算定されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。